

## 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館における機関経理経費の不正使用に係る調査等に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「好生館」という。）における機関経理経費の不正使用に関する調査の手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において「職員等」とは、好生館に雇用されている者及び雇用されていた者、好生館の施設・設備を利用して診療、研究に携わる者をいう。

2 この規則において「機関経理経費」とは、好生館が機関経理しているすべての経費をいう。

3 この規則において、「公的研究費」とは各省庁及び各省庁が所管する独立行政法人等（以下「配分機関」という。）から配分される競争的資金を中心とする公募型の研究資金をいう。

4 この規則において「不正使用」とは、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品等購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、公的研究費の配分機関の定め、好生館の関係規則等に違反して機関経理経費を使用することをいう。

### (機関経理費の運営及び管理の責任体制)

第3条 好生館に、機関経理経費の適正な運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。

2 好生館に、最高管理責任者を補佐し、機関経理費の適正な運営及び管理について好生館全体を統括する実質的な責任及び権限を有する統括管理責任者を置き、副理事長をもって充てる。

3 好生館に、統括管理責任者の指示の下、機関経理費の不正使用防止対策の実施とその確認、改善等を行う者として、コンプライアンス推進責任者を置き、理事（研究担当副館長）をもって充てる。

4 コンプライアンス責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。

### (職名の公開)

第3条の2 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置いたとき、または変更したときは、その職名を公開する。

### (通報窓口)

第4条 好生館における機関経理経費の不正使用に係る通報、当該通報に関する事前及び事後の相談を学内外から受け入れる窓口（以下「通報窓口」という。）を好生館不正防止計画推進室規則第1条に定める不正防止計画推進室に置く。

### (通報処理体制等の公表)

第5条 最高管理責任者は、通報窓口の場所、連絡先、告発の方法その他必要な事項を館内外に公表する。

(通報の受理等)

第6条 通報は、原則として、顕名により、機関経理経費の不正使用を行ったとする職員等の氏名、不正使用の事案の内容等が明示され、かつ、不正使用とする合理的な根拠を示されたもののみ受理する。

2 不正防止計画推進室長は、前項の通報内容の一部他は全部に不備があるときは、当該通報内容について、通報者に対して確認または補正の指示をすることができる。

3 第1項の通報の方法は、書面、電話、FAX、電子メール又は口頭によるものとする。

4 不正防止計画推進室長は、通報を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者、統括管理責任者に報告するとともに、通報を受け付けた旨を当該通報者に通知する。ただし、書面、FAX、電子メール以外の方法で、通報を受け付けたときは、当該通報者に口頭で受け付けた旨を連絡することにより通知を省略できる。

(匿名通報等の取扱い)

第7条 顕名による通報のほか、匿名による通報があった場合は、通報内容に応じ、顕名による通報に準じて取り扱うことができる。

2 報道機関その他外部の機関から機関不正経理の疑いが指摘された場合は、その内容に応じ、顕名による通報に準じて取り扱うものとする。

(不正目的の通報の禁止)

第7条の2 職員等は、第2条第4項に規定する不正使用に明らかに該当しない通報で、かつ、虚偽の通報、被通報者を誹謗中傷する通報その他被通報者等に不利益を与えることを目的とする不正な通報を行ってはならない。

(通報受理後の対応)

第8条 最高管理責任者は、第6条第4項に規定する報告を受けたときは、速やかに次条に規定する予備調査委員会を設置し、予備調査を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、最高管理責任者は、統括管理責任者と協議の上、当該通報が第2条第4項に規定する不正使用に明らかに該当すると判断した場合は、予備調査は実施せず、第10条に規定する不正使用調査委員会を設置し、事実関係を調査するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、最高管理責任者は、統括管理責任者と協議の上、当該通報が予備調査委員会又は不正使用調査委員会において過去に結論が出された事案と同一理由によるものであると判断した場合又は第2条第4項に規定する不正使用に明らかに該当しないと判断した場合は、予備調査及び調査を実施しない。この場合において、最高管理責任者は、通報者に対し、その理由を付して通知するものとする。

4 最高管理責任者は、前項に規定する予備調査委員会若しくは不正使用調査委員会に於いて過去に結論が出された事案と同一理由によるものであるとの判断が確定した場合は、当該事案に係る公的研究費の配分機関にも報告するものとする。

5 第3項の規定による通知を行うに当たり、通報者のうち氏名の秘匿を希望した者については、通報窓口を通じて通知するものとする。

(予備調査委員会)

第9条 予備調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 研究担当副館長
- (3) 事務部長
- (4) 最高管理責任者が指名する者 若干人

2 予備委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

3 予備調査委員会は、告発内容の合理性等について検討し、通報の受付から30日以内に調査を実施すべきか否かを判断するものとする。(調査の要否の判断は、受理後、30日以内)

4 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、通報者、被通報者及び関係者に対して事情聴取を行うことができる。

5 予備調査委員会は、予備調査終了後、速やかに、その結果を最高管理責任者に報告するものとするとともに、該当調査の要否を分配機関に報告する。

6 最高管理責任者は、前項の報告の結果、事実関係を調査する必要がある場合は、次条に規定する不正使用調査委員会を設置し、事実関係を調査するものとする。この場合において、最高管理責任者は、通報者、被通報者及び関係者に対し調査を行う旨を通知し、調査への協力を求める上、関係省庁及び当該事案に係る公的研究費の配分機関に報告するものとする。

7 最高管理責任者は、第5項の報告の結果、事実関係を調査する必要がない場合は、通報者に対し、その理由を付して通知するものとする。この場合において、最高管理責任者は、被通報者に対して事情聴取したときは、被通報者に対してもその理由を付して通知するものとする。

8 前2項に規定する通知の実施に際し、通報者のうち氏名の秘匿を希望した者については、通報窓口を通じて通知するものとする。

(不正使用調査委員会)

第10条 不正使用調査委員会(以下「調査委員会」という。)は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 研究担当副館長
- (3) 事務部長
- (4) 好生館並びに通報者と直接の利害関係を有しない弁護士、公認会計士等の学外有識者若干人
- (5) その他最高管理責任者が必要と認めた者

2 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

- 3 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 4 調査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 5 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数以上の同意をもって決する。
- 6 委員長が必要と認めたときは、調査委員会に委員以外の者を出席させ、意見を徴することができる。
- 7 委員長は、必要に応じ、調査委員会に関係職員を出席させることができる。

(調査の通知等)

第11条 調査委員会は、調査を実施する場合は、通報者、被通報者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。この場合において、通報者のうち氏名の秘匿を希望した者については、通報窓口を通じて通知するものとする。

- (1) 調査実施の決定の事実
- (2) 調査委員会委員の所属・氏名
- (3) 異議申立ての受付期間・方法

2 調査委員会は、通報者に対し、より詳細な情報提供及び当該事案に関する調査への協力を求めることができる。

(異議申立て)

第12条 通報者及び被通報者は、前条第1項第2号の調査委員会委員について、同項の通知を受理した日の翌日から起算して14日以内に、最高管理責任者に理由を付して異議申立てすることができる。この場合において、最高管理責任者は、その内容が妥当と判断した場合には、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知するものとする。

(調査の実施)

第13条 調査委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、不正使用等に関与した者、不正使用への関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。

- 2 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について、配分機関に報告し、又は協議しなければならない。
- 3 調査委員会は、前項の調査を可能な限り事前に被告発者及びその関係者（以下「調査対象者」という。）に通知するものとする。
- 4 調査委員会は、調査対象者に対し、関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他の調査に必要な事項を求めることができる。この場合において、調査対象者は、調査委員会の求めに対し、正当な理由なしに拒むことはできない。
- 5 調査委員会は、必要に応じて、被告発者に対し、調査対象である公的研究費の使用停止を命ずることができる。
- 6 最高管理責任者は、対象となる不正使用が公的研究費に係るものである場合には、必要に応じ、当該公的研究費の配分機関に対し、調査状況を報告する。

(認定)

第14条 調査委員会は、調査開始後、概ね90日以内に、機関経理経費の不正使用が行われた否かを認定する。

2 前項の認定において、不正使用が行われたと認定した場合は、その内容及び不正使用に関与した者とその関与の度合い、不正使用の額相当額等についても認定する。

3 第1項の認定において、不正使用が行われなかったと認定する場合であって、調査を通じて悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行う。ただし、当該認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の報告及び通知)

第15条 調査委員会は、前条の認定を行ったときは、速やかに認定結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の結果を、次に掲げる者に通知する。

- (1) 被通報者
- (2) 被通報者以外で不正使用に関与したと認定された者
- (3) 通報者

(不服申立て)

第16条 前条第2項各号に規定する者は、前条第2項の規定により、通知を受けた認定結果について不服があるときは、通知の日の翌日から起算して14日以内に、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

(不服審査委員会)

第17条 最高管理責任者は、前条による不服申し立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するとともに、不服申し立てをした者（以下「不服申立者」という。）に通知するものとする。

2 審査委員会は、最高管理責任者が指名した者（調査委員会の構成員を除く。）若干人により組織する。

3 審査委員会は、第1項の不服申立てにより、調査委員会の認定の結果及び不正使用に関する資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、不服申立てを受理した後、概ね20日以内に再調査の必要性について判定し、最高管理責任者にその結果を報告しなければならない。

(再調査及び再認定)

第18条 最高管理責任者は、審査委員会が再調査の必要があると認めたときは、調査委員会に対し速やかに再調査を命じなければならない。この場合において、最高管理責任者は、第15条第2項各

号に掲げる者に対し、再調査を行う旨を通知する。

2 前項の規定にかかわらず、最高管理責任者は、統括管理責任者と協議の上、再調査の必要があると判断した場合は、審査委員会による審査は実施せず、不正使用調査委員会に対し、再調査を命ずることができるものとする。この場合において、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成等その他公正性に関するものであるときは、最高管理責任者の判断により調査委員会の変更をすることができるものとする。

3 最高管理責任者は、前条第3項に規定する報告の結果、再調査をする必要がない場合は、不服申立て者に対し、その理由を付して通知するものとする。

4 不服申立て者は、第2項に規定する調査委員会の委員の変更及び前項の決定に対し、再度不服申立てをすることはできない。

5 調査委員会は、再調査を開始した場合は、再調査開始日から30日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。この場合において、第13条並びに第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

6 最高管理責任者は、前項の結果を不服申立て者及び第15条第2項第3号に規定する者に通知しなければならない。

7 不服申立て者は、前項の規定により通知された結果に対して異議を申し立てることはできない。

#### (調査結果の報告)

第19条 調査委員会の委員長は、第16条に規定する調査結果の通知後に不服申立てがなくその内容が確定したとき又は前条第5項に規定する再調査の結果を最高管理責任者に報告したときは、最終報告書を作成し、関係資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

#### (措置)

第20条 最高管理責任者は、前条に規定する報告に基づき、その調査結果を通報者、調査対象者に通知するとともに、配分機関に対して通報の受付から210日以内に関係者の処分、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる調査対象制度以外の管理監督体制の状況、再発防止策等の必要事項を調査結果とともに報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに不正使用を認定し、配分機関へ連絡しなければならない。

3 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。

4 最高管理責任者は、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じなければならない。

5 最高管理責任者は、第1項から第3項までの規定による報告の結果、当該配分機関等から不正使用に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、返還に係る不正使用を行った職員等に当該額を返還させるものとする。

6 最高管理責任者は、不正使用の内容が私的流用である場合等は、当該職員に対し、必要に応じて

刑事告発、民事訴訟等の措置を講ずるものとする。

7 最高管理責任者は、前項の職員等を管理監督する者に対し、その適性を欠く等の事由があった場合には、必要に応じて懲戒処分等の措置を講ずるものとする。

(調査結果の公表)

第21条 最高管理責任者は、前条に規定する措置のほか、不正使用があったと認定された場合は、次の事項を原則として公表するものとする。

- (1) 不正使用に関与した者の所属及び氏名
- (2) 不正使用の内容
- (3) 最高管理責任者又は調査委員会が公表時前に行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他必要と認める事項

2 最高管理責任者は、不正使用が行われなかったと認定された場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が館外に漏れいしていた場合は、必要に応じて調査結果を公表する。

3 前項ただし書きの規定により調査結果を公表する場合は、次の事項を公表するものとする。

- (1) 不正使用はなかったこと。
- (2) 被通報者の所属及び氏名
- (3) 調査委員会委員の所属及び氏名
- (4) 調査の方法、手順

4 前項の場合において、悪意に基づく通報との認定があったときは、通知者の所属及び氏名を併せて公表する。

(調査対象者への措置)

第22条 最高管理責任者は、不正使用がなかったと認定された場合は、調査対象者の診療、研究活動の正常化及び名誉回復の措置を講じるものとする。

(秘密保持等)

第23条 通報の処理に携わる者及び予備調査委員会並びに調査委員会委員会の構成員は、通報の内容及び通報で得られた情報並びにその他職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(通報者等の保護)

第24条 最高管理責任者及び統括管理責任者は、単に通報したこと、通報されたこと及び調査に協力したこと（以下「通報等」という。）を理由として、当該通報者、被通報者及び調査に対しての協力者（以下「通報者等」という。）に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 職員等は、通報等を知り得た場合には、通報等を理由として、当該通報者等に対して不利益な取

扱いをしてはならない。

(事務)

第 25 条 予備調査委員会、調査委員会及び審査委員会に関する事務は、総務課が、関係部局等の協力を得て、処理する。

(補則)

第 26 条 この規則に定めるもののほか、機関経理経費の不正使用に係る調査等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。